

自動販売機設置仕様書（入札No.23 土木部住宅営繕課）

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
1	災害公営住宅久之浜東団地敷地	いわき市久之浜町久之浜字川田 23 番地	郵便ポスト脇	1.5 m ² (縦 1 m×横 1.5m×1 台)	1 台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3 設置する自動販売機の条件及び設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」）の遵守事項

(1) 販売機の仕様について

- ア 消費電力量の低減に資する技術を有した機種を導入に努めること。
- イ ユニバーサルデザイン対応、ロケーション対応等に対応する機種を導入に努めること。

(2) 販売機の設置、使用上の注意について

- ア 設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで、安全設置すること。
- イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ウ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- エ 偽造通貨又は偽造紙幣の使用及び盗難等の犯罪の防止に努めること。

(3) 自動販売機の設置及び管理、故障対応

- ア 設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及びつり銭の補充ならびに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃等を行うものとする。
- イ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ並びに苦情について即時対応するものとする。
- ウ 商品の搬入や使用済みの容器の搬出に関する時間や経路については、市（財産管理者）の指示に従うとともに、作業に従事するものに名札を着用させる。
- エ 設置事業者は、使用済み容器の回収及び処理を行い、処理に当たって、容器包装リサイクル法等、関係法令に基づき適切に行うものとする。

(4) 販売実績の報告

設置事業者は、1 年度間の販売実績（自販機 1 台ごとの販売本数・金額）を集計し、翌年度 5 月末日までに財産管理者に販売実績報告書（任意の書式で可）を提出すること。

(5) 用途の限定

貸付物件は、自動販売機設置以外の用途に使用してはならない。

4 販売品目等

(1) 販売品目

清涼飲料水（缶・ペットボトル・紙容器等）とする。

(2) 価格

希望小売価格以下の価格とすること。

5 貸付料

落札価格とする。

6 光熱水費

光熱水費は、設置事業者が自ら設置した計量器により計測した使用料に基づき算定した額とし、貸付料とは別に徴収する。

（上記の方法により難しい場合は、定格消費電力等から算出した金額等）

7 販売手数料

徴収しない

8 その他費用

(1) 自動販売機の設置・管理・撤去に要する費用は設置事業者の負担とする。

(2) 電気等の使用料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置事業者の負担とする。

(3) 電柱等受電施設に関しては、別途行政財産使用料を徴収する。

1,500 円（本柱 1 本につき 1 年 1,500 円）

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して市（財産管理者）の確認を受けること。

10 事故対応

市の責による事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 盗難・破損

(1) 商品等の盗難及び破損について、市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した時は、自らの負担により速やかに復旧すること。

※ 別紙で設置場所について図面を用いて表示する。（次頁に例）

貸し付け場所に関する概要

入 札 No.	No23（土木部住宅営繕課）〔物件番号 1〕
財 産 名	災害公営住宅久之浜東団地敷地
所 在 地	いわき市久之浜町久之浜字川田 23 番地
貸 付 け 場 所	郵便ポスト脇
設 置 台 数	1 台
貸 付 面 積	縦 1m×横 1.5m (1.5 m ²)
開 庁 時 間	終日開放
職 員 数	常駐している職員はいない
入 居 者 数	約 200 人
販 売 実 績	約 3,600 円／月
自動販売機の 設 置 状 況	設置中
売店の現在の 設 置 状 況	設置なし
管 理 者	土木部住宅営繕課計画係 0246-22-7496
備 考	

配置図

